

船舶事故調査報告書

平成29年3月16日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	かき養殖施設損傷
発生日時	平成28年3月26日 14時48分ごろ
発生場所	宮城県石巻市小出島南方沖 荻浜灯台から真方位273° 1,200m付近 (概位 北緯38° 22.4′ 東経141° 25.4′)
事故の概要	プレジャーボートハリバットⅢは、南西進中、かき養殖施設に進入し、同施設に損傷を生じさせた。
事故調査の経過	平成28年12月15日、主管調査官（仙台事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート ハリバットⅢ、5トン未満（長さ8.55m） 210-41993宮城、株式会社アップワード・ケーコーポレーション
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	本船 プロペラシャフトが曲損 かき養殖施設 桁綱の切断等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 4 海象：波高 約0.5m、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、釣りを終えて帰航中、石巻市田代島付近で強い西風が吹いてきたので、最寄りの石巻市侍浜に避難した。 本船は、風波が収まったので侍浜を出発し、約5ノットの対地速力で手動操舵により小出島南方沖を南西進中、かき養殖施設に進入し、同養殖施設の桁綱がプロペラに絡まった。 本船は、自力航行ができなくなり、海上保安庁に118番通報し、付近の漁業協同組合の船によって桁綱が切断され、来援した仲間の船にえい航されて係留地に戻った。 船長は、本事故当時、波浪の影響でかき養殖施設の浮き玉に気付かなかったので、同施設がないものと思った。
分析	本船は、小出島南方沖を南西進中、船長が見張りを適切に行っていなかったことから、波浪の影響でかき養殖施設の浮き玉に気付かず、同施設がないものと思い、同施設に進入し、同施設に損傷を生じさせたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、小出島南方沖を南西進中、船長が見張りを適切に行っていなかったため、波浪の影響でかき養殖施設の浮き玉に気付かず、同施設がないものと思い、同施設に進入し、同施設に損傷を生

	じさせたものと考えられる。
<b>参考</b>	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 波浪によっては、養殖施設等の浮き玉が見えにくくなるので、見張り員を増やすなどして常時適切な見張りを行うこと。</li></ul>